

藤井寺市人権を守るまちづくり審議会委員募集要領

- 1 目 的 藤井寺市人権を守るまちづくり条例第6条に基づき、藤井寺市人権を守るまちづくり審議会を置き、人権擁護に関する専門的な意見を聴取するにあたり、審議会委員を市民から公募して、今後の施策に幅広い市民意見を反映させる。
- 2 職務内容 藤井寺市人権を守るまちづくり条例に基づき、人権を守るまちづくりの推進に関する施策及び重要課題についての審議を行う。
- 3 応募資格 市内在住、在勤、在学で平日の日中の会議に出席できる方
- 4 募集人員 2人
- 5 任 期 令和8年11月1日から2年間
- 6 報 酬 9,500円（会議1回につき）※会議は年1回程度開催
（非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づく）
- 7 募集期間 令和8年7月1日(水)から8月7日(金)まで ※当日消印有効
- 8 応募方法 所定の応募用紙を郵送、ファックス、メール、持参のいずれかで協働人権課まで提出するものとする。また、藤井寺市オンライン窓口からも受け付ける。
- 9 選考・通知 応募用紙の内容及び面接内容に基づいて選考し、選考結果を本人に通知する。

問 合 先 〒583-8583 藤井寺市岡1-1-1
藤井寺市役所協働人権課(1階④番窓口)
電話 072-939-1059
FAX 072-952-8981
E-mail kyoudou-jinken@city.fujiidera.lg.jp